

議案第六七号

賦産区賦産処分について

左記の通り賦産区賦産を処分するものとする。

記

- 一 処分の場所
- 二 地目地積
- 三 処分の理由

三朝町大字大瀬字間狭平七六九番地

山林 三反五畝二十一歩

賦産区造林運営資金に充当する。

昭和三十四年九月二十五日提出

三朝町長

坂出雅己

昭和三十四年九月二十六日承認

三朝町議会議長

加藤幸太郎

